

公益社団法人 日本網膜色素変性症協会

J R P S 研究助成審査規程

(目的)

第1条 この規程は、「J R P S 研究助成事業」において行う研究費助成事業に係る審査及び評価に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(募集)

第2条 網膜色素変性とその類縁疾患、ロービジョンに関する研究を行う研究者、または診療、教育、研究機関に対して、ホームページ、機関紙、業界紙等で募集を行う。

2 応募方法について別途定める。

(助成件数)

第3条 助成件数は、原則として1~3件とする。

(助成額)

第4条 助成額は、理事会で決議する。

2 助成決定の通知は、理事長が文書にて申請者に通知する。

(選考)

第5条 助成対象研究の選考はJ R P S 学術審査委員で構成される学術審査委員会の審査により行うこととし、理事会の承認を経て決定するものとする。

2 J R P S 学術審査委員は、理事長がこれを委嘱する。

3 J R P S 学術審査委員長は、医療従事者の副理事長が兼任するものとする。

4 J R P S 学術審査委員と同一の研究機関等からの応募があった場合は、当該審査委員は審査に加わらないものとする。

(審査方法)

第6条 審査は「独創性」「将来性」「社会への貢献度」「過去の業績の評価」「最終評価」を5点満点として採点し、審査員の合計点数を平均したものの上位から選考する。

2 同点の場合は、学術審査委員の合議により決定する。

(審査謝礼)

第7条 審査に係る謝礼については、謝金に関する規程により支給するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月22日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。